

医政発 0330 第 6 号
令和 6 年 3 月 30 日

一般社団法人 日本社会医療法人協議会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部
を改正する件」の告示について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛
て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろ
しくお取り計らい願います。